

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成24年12月7日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 期日
平成24年12月12日（水）午前10時
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室
- 3 件名
二級河川塩見川水系塩見川広域河川改修工事（鳥取県鳥取市福部町細川地内から同市福部町海土地内まで）
並びにこれに伴う国道、県道及び市道の付替工事（同河川の左岸に係るもの）